［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

様式第２（第131条関係）

年度　　期放射線管理等報告書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第131条第１項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名　　称	
	所　在　地	
事務上の連絡先	名　　称	
	所　在　地	電話番号（　　）
	連絡員の氏名	所属部課名（　　）

（フレキシブルディスクの構造）

第百三十五条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第百三十六条　第百三十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

２　第百三十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第百三十七条　第百三十四条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

様式第２（第131条関係）

年度　　期放射線管理等報告書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第131条第１項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名　　称	
	所　在　地	
事務上の連絡先	名　　称	
	所　在　地	電話番号（　　）
	連絡員の氏名	所属部課名（　　）